



## 契 約 書

令和2年度翻訳及び校閲業務（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所と受注者株式会社エアクレーレンとは、次の条項及び別紙仕様書（以下「仕様書」という。）により請負契約（単価契約）を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

### （業務の名称、内容等）

第1条 業務の名称、内容、契約単価並びに予定総額は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 令和2年度翻訳及び校閲業務（単価契約）
- (2) 業務の内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約単価 別表のとおり
- (4) 予定総額 金10,053,802円

（うち消費税及び地方消費税額 金913,982円）

### （契約期間並びに成果物の納入期限及び場所）

第2条 契約期間並びに成果物の納入期限及び場所は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、発注者及び受注者が協議して、これを変更することができる。

- (1) 契約期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (2) 納入期限 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 別紙仕様書のとおり

### （契約保証金）

第3条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

### （権利義務の譲渡等の制限）

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を、書面による発注者の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

### （下請等の禁止）

第5条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （業務の監督等）

第6条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 受注者が提出する書類の調査

(2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議

2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

(検査及び納入)

第7条 受注者は、成果物の納入の準備が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅滞なく成果物の納入を受けなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに成果物の納入の準備が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

4 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

(代金の支払)

第8条 受注者は、前条の検査に合格し、成果物の納入を完了した場合には、契約締結日の属する月の翌月以降、毎月遅滞なく前月分の適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

3 每月の支払代金は、発注単位ごとにそれぞれ計算した金額（発注した品目の確定数量に、第1条(3)の契約単価を乗じて得た金額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）に、消費税及び地方消費税に相当する金額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）を加算した金額）を合計した金額とする。

(履行遅延の賠償)

第9条 発注者は、約定期間に内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により成果物の納入を遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とし、前項の場合においては納入が遅延した部分の代価に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その額が100円未満であるときは、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第10条 発注者がその責めに帰すべき事由により第7条第2項又は第3項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した

日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

（危険負担等）

第11条 成果物の納入前に生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 成果物の納入前に天災その他の不可抗力により、債務の履行が不可能となった場合（一部の履行が不能となり、残存する部分のみでは契約の目的を達することができない場合を含む。以下同じ。）には、発注者は、受注者からの支払請求を拒むことができる。

3 前項の場合、発注者は、第15条第1項第4号に基づき催告を要せず無償で解除できるものとし、受注者は、発注者の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとする。この場合、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自負担とする。

（契約不適合責任）

第12条 発注者は、成果物の納入後、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

2 納入された成果物に契約不適合がある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第563条2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

3 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、成果物の納入後、発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

（秘密の保持）

第13条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（発注者の契約解除権）

第14条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号までに該当する場合は、何らかの催告を要しない。

(1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第4号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合

(3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

(4) 民法第542条1項各号に該当するときその他、この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(受注者の契約解除権)

第15条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号又は第3号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

(1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第3号を除く。）

(2) 著しく契約条項と異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となつた場合

(3) 民法第542条1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならぬ。

4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(違約金)

第16条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として予定総額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第17条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、予定総額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令

(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものもいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の予定総額の10分の1に相当する金額のほか、予定総額の100分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならぬ。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提示しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息）

第18条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第19条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるとときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第20条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第21条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第22条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除せらるようにならなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反し

て当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第23条 発注者は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第16条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第24条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(著作権等)

第25条 成果物及び提出物（以下「成果物等」という。）の著作権は、著作権法第27条及び同第28条に規定する権利を含め、発注者に移転する。

2 受注者は、成果物等に関する著作者人格権その他の権利を有する場合においても、発注者に対してこれを行使しないものとする。

3 受注者が業務の着手以前から有していた成果物等にかかる著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は発注者に対し、成果物等を発注者において使用するために必要な範囲で、留保された著作権に関し、著作権法に基づく利用を無償で許諾する。

4 発注者は、その業務の遂行に当たり、受注者が創作したプログラムその他の著作物を使用し、複製し、改良する権利を有するものとする。

(紛争の解決)

第26条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き、各自これを負担する。

(契約の疑義)

第27条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

令和2年4月1日

発注者

東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長

笠井之



受注者

東京都港

株式会

代表取

4番4号

レン

吉川



(別紙)

仕様書

第1 業務の内容

1 業務の区分

(1) A区分

判決及び決定の全文又は要旨の日本語から英語への翻訳

(2) B区分

裁判に関する、日本語及び英語が混在した原稿の日本語部分の英語への翻訳及び英語部分の校閲

(3) C区分

日本語で作成された文書の英語、仏語、独語、韓国語、中国語又はタイ語への翻訳及びこれに付随する PowerPoint の編集

ただし、(1)及び(2)のいずれにも該当しないもの

(4) D区分

英語、仏語、独語、韓国語、中国語又はタイ語で作成された文書の日本語への翻訳及びこれに付随する PowerPoint の編集

(5) E区分

英語、仏語又は独語で作成された文書の校閲及びこれに付随する PowerPoint の編集

ただし、(2)に該当しないもの

## 2 業務の範囲等

	A区分	B区分	C区分～E区分
翻訳及び校閲の範囲	<p>(1) 判決又は決定の全文の翻訳 別紙1－1の2記載のとおり</p> <p>(2) 判決又は決定の要旨の翻訳 発注者が発注の際に指定する。</p>	<p>(1) 翻訳 発注者が受注者に 交付する原稿中の日 本語部分</p> <p>(2) 校閲 発注者が受注者に 交付する原稿中の英 語部分</p>	発注者が発注の際に指定する。
年間予定発注数量	約 487,000 文字 (1 ページあたり 37 文字×26 行で換算すると、約 506 ページ)	<p>(1) 翻訳 約 6,000 文字</p> <p>(2) 校閲 約 10,000 単語</p>	<p>(1) C区分 ア 日英翻訳：約 90,000 文字 イ 仏日翻訳：約 4,200 文字 ウ 独翻訳：約 6,700 文字 エ 韓日翻訳：約 13,700 文字 オ 中日翻訳：約 700 文字 カ 泰日翻訳：約 3,000 文字</p> <p>(2) D区分 ア 英日翻訳：約 47,200 単語 イ 仏日翻訳：約 100 単語 ウ 独日翻訳：約 4,000 単語 エ 韓日翻訳：約 400 文字 オ 中日翻訳：約 100 文字 カ 泰日翻訳：約 3,000 文字</p> <p>(3) E区分</p>

			<p>ア 英語校閲：約 1,500 単語      イ 仏語校閲：約 700 単語      ウ 独語校閲：約 2,200 単語      (4) PowerPoint 編集      スライド：約 70 枚</p>
発注時期及び回数	<p>(1) 判決又は決定の全文の翻訳      令和 3 年 1 月 29 日（金）まで、      毎月 1 回程度発注する。</p> <p>(2) 判決又は決定の要旨の翻訳      契約期間中に数回発注する。</p>	<p>令和 2 年 11 月 27      日（金）まで、数回程度      発注する。</p>	契約期間中に随時発注する。
発注方法	<p>(1) 電子データを電子メールに添付して受注者に送付する方法による。</p> <p>(2) 発注者は、受注者に対し、発注時に、日本語の文字数を通知する。</p>	<p>(1) 同左      (2) 発注者は、受注者に対し、発注時に、翻訳部分については日本語の文字数、校閲部分については英語の単語数を通知する。</p>	<p>(1) 同左      (2) 発注者は、受注者に対し、発注時に、原稿が日本語、中国語、韓国語又はタイ語の場合は文字数、原稿が英語、仏語又は独語の場合は単語数を通知する。</p>
受注時期	<p>(1) 受注者は、業務を発注する旨の電子メールを受信した日（その日が休日（裁判所の休日に関する法律に規定する裁判所の休日をいう。以下同じ。）のときは、翌日以降の最初の開庁日（休日以外の日をいう。以下同じ。）に業務を受注したものとみなす。</p>	<p>(1)及び(2) 同左      (3) 受注者は、発注者に対し、初稿提出時までに、翻訳部分の日本語の文字数及び校閲部分の英語の単語数を報告しなければならない。</p>	<p>(1)及び(2) 同左      (3) 受注者は、発注者に対し、初稿提出時までに、次の事項を報告しなければならない。      ア C 区分      日本語の文字数      イ D 区分のうち、英日、仏日若しくは独日の各翻訳又は E 区分</p>

	<p>(2) 受注者は、発注者に対し、業務を発注する旨の電子メールを受信した日(その日が休日のとき及び電子メールの受信時刻が午後5時より遅いときは、翌開庁日)に、業務を受注した旨の電子メールを送信しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、発注者に対し、初稿提出時までに、日本語の文字数を報告しなければならない。</p> <p>(4) 受注者が前項の報告を怠ったときは、受注者は、発注者が通知した文字数のとおり受注したものとみなす。</p>	<p>(4) 受注者が前項の報告を怠ったときは、受注者は、発注者が通知した文字数及び単語数のとおり受注したものとみなす。</p>	<p>英語、仏語又は独語の単語数 ウ D区分のうち、韓日、中日又は泰日の各翻訳 中国語、韓国語又は泰語の文字数 (4) 受注者が前項の報告を怠ったときは、受注者は、発注者が通知した文字数及び単語数のとおり受注したものとみなす。</p>
初稿及び修正稿の提出	<p>(1) 判決又は決定の全文の翻訳 ア 受注者は、発注者に対し、業務を受注した日の30開庁日後の日の午後5時までに初稿を提出しなければならない。</p> <p>イ 発注者は、必要であると判断したときは、受注者に対し、初稿の修正を求めることができる。</p> <p>ウ 受注者は、前項の初稿の修正を求められたときは、発注者に</p>	<p>(1) 受注者は、発注者に対し、業務を受注した日の20開庁日後の日の午後5時までに初稿を提出しなければならない。</p> <p>(2) 発注者は、必要であると判断したときは、受注者に対し、初稿の修正を求めることができる。</p>	<p>(1) 受注者は、発注者に対し、業務を受注した日の3開庁日後の日の午後5時までに初稿を提出しなければならない。</p> <p>(2) 発注者は、必要であると判断したときは、受注者に対し、初稿の修正を求めることができる。</p> <p>(3) 受注者は、前項の修正を求められたときは、発注者に対し、修正を求められた日の2開庁日後の日(その日が納入期限以降である場</p>

	<p>対し、修正を求められた日の3開庁日後の日(その日が納入期限以降である場合は納入期限の直前の開庁日)の午後5時までに、修正稿を提出しなければならない。</p> <p>エ 発注者は、納入期限の3開庁日前の日の午後5時までの間、イ及びウの定めに従い、修正稿の修正を繰り返し求め POSSIBILITY ことができる。</p> <p>(2) 判決又は決定の要旨の翻訳</p> <p>ア 受注者は、発注者に対し、業務を受注した日の10開庁日後の日の午後5時までに、初稿を提出しなければならない。</p> <p>イ 発注者は、必要であると判断したときは、受注者に対し、初稿の修正を求め POSSIBILITY ることができる。</p> <p>ウ 受注者は、前項の修正を求められたときは、発注者に対し、修正を求められた日の2開庁日後の日(その日が納入期限以降である場合には納入期限の直前の開庁日)の午後5時までに、修正稿を提出しなければならない。</p>	<p>(3) 受注者は、前項の修正を求められたときは、発注者に対し、修正を求められた日の5開庁日後の日(その日が納入期限以降である場合は納入期限の直前の開庁日)の午後5時までに、修正稿を提出しなければならない。</p> <p>(4) 発注者は、修正稿の修正を要すると判断したときは、納入期限の2開庁日前の日の午後5時までの間、(2)及び(3)の定めに従い、修正稿の修正を繰り返し求め POSSIBILITY ことができる。</p>	<p>合は、納入期限の日)の午後5時までに、修正稿を提出しなければならない。</p> <p>(4) 発注者は、修正稿の修正を要すると判断したときは、納入期限の2開庁日前の日の午後5時までの間、(2)及び(3)の定めに従い、修正稿の修正を繰り返し求め POSSIBILITY ことができる。</p>
--	---	---	--

	<p>日)の午後5時までに修正稿を発注者に提出しなければならない。</p> <p>エ 発注者は、修正稿の修正を要すると判断したときは、納入期限の2開庁日前の日の午後5時までの間、イ及びウの定めに従い、修正稿の修正を繰り返し求めることができる。</p>		
納入期限	<p>(1) 判決又は決定の全文の翻訳業務を受注した日の40開庁日後の日の午後5時</p> <p>(2) 判決又は決定の要旨の翻訳発注者が初稿の提出を受けた日の10開庁日後の日の午後5時</p>	<p>発注者が初稿の提出を受けた日の60開庁日後の日の午後5時</p>	<p>発注者が初稿の提出を受けた日の10開庁日後の日の午後5時</p>
納入期限の特例	発注者及び受注者は、その協議により、納入期限を変更することができる。	同左	同左
納入方法	別紙1-1の書式に従った電子データ(Wordファイル及びTextファイル形式)を電子メールに添付して送信する方法による。	電子データ(Wordファイル)を電子メールに添付して送信する方法による。	電子データ(Wordファイル又はPowerPointファイル)を電子メールに添付して送信する方法による。
作業方法	(1) 初稿は、翻訳者、第一校閲者及び第二校閲者各1名以上で作成	(1) 初稿は、翻訳者及び第一校閲者各1名	(1) 同左。ただし、E区分は第一校閲者1名以上で作成する。

	<p>する。</p> <p>(2) 初稿及び修正稿提出の際には、第一校閲者及び第二校閲者がそれぞれどの箇所をどのような根拠で校閲・修正したかを、Word の変更履歴の記録機能を用いるなど適宜の方法により明示する。</p>	<p>以上で作成する。</p> <p>(2) 初稿及び修正稿提出の際には、第一校閲者がどの箇所をどのような根拠で校閲・修正したかを、Word の変更履歴の記録機能を用いるなど適宜の方法により明示する。</p>	(2) 同左
表記方法	<p>(1) 別紙 1－1 から 1－3 まで及び 2 各記載の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 発注者からの特段の指示がない限りは、次のいずれかの文献の記載に従う。</p> <p>ア The Chicago Manual of Style, The University of Chicago Press</p> <p>イ William A. Sabin, The Gregg Reference Manual, McGraw-Hill</p>	<p>(1) 別紙 2 記載の事項を順守しなければならない。</p> <p>(2) 同左</p>	(1) 及び(2) 同左
納入場所	東京都千代田区隼町 4－2 最高裁判所	同左	同左

第2 翻訳者の要件等（すべての要件を満たすこととする。）

	A区分 B区分	C区分～E区分 (いずれも英語)	C区分～E区分 (いずれも英語以外)
翻訳者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学士（法学）、修士（法学）、法務博士（専門職）若しくは博士（法学）の学位（これらに相当する外国の大学の学位を含む。）を有すること又は法律専門職、法律学研究者、法律英語翻訳者等として5年以上の経験を有すること。</li> <li>(2) 法律英語の素養があり、日本の裁判例の英訳の経験を有すること。</li> <li>(3) 外国のデータベースを含む法情報にアクセスできる基礎的なリーガルリサーチの技術を有すること。</li> <li>(4) 英語を母国語とする又はこれと同等の英語力を有すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 同左</li> <li>(2) 法律英語の素養があり、日本の裁判関係文書（裁判例、準備書面等。ただし、証拠書類を除く。）の英訳の経験を有すること。</li> <li>(3) 同左</li> <li>(4) 英語を母国語とする又はこれと同等の英語力を有すること。</li> <li>(5) D区分については、上記に加え、日本語を母国語とする又はこれと同等の日本語力を有すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 日本国及び翻訳又は校閲の対象である外国語の使用国の法制度及び法律用語を正確に理解できる程度の知識を有すること。</li> <li>(2) 外国のデータベースを含む法情報にアクセスできる基礎的なリーガルリサーチの技術を有すること。</li> <li>(3) 翻訳又は校閲の対象である外国語を母国語とする又はこれと同等の外国語力を有すること。</li> <li>(4) D区分については、上記に加え、日本語を母国語とする又はこれと同等の日本語力を有すること。</li> </ul>
第一校閲者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学士（法学）、修士（法学）、法務博士（専門職）若しくは博士（法学）の学位（これらに相当する外国の大学の学位を含む。）を有すること又は法律専門職、法律学研究者、法律英語翻訳者等として5年以上の経験を有し、法律英語の素養</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学士（法学）、修士（法学）、法務博士（専門職）若しくは博士（法学）の学位（これらに相当する外国の大学の学位を含む。）を有すること又は</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 翻訳又は校閲の対象である外国語を母国語とする又はこれと同等の外国語力を有すること。</li> <li>(2) 日本国及び翻訳又は校閲の対象である外国語使用国の法制度及び法律用語を正確に理解できる程度</li> </ul>

	<p>を有すること。</p> <p>(2) 日本の官公庁が作成した文書の英訳又は英文校閲の経験を有すること。</p> <p>(3) 英語を母国語とすること。</p>	<p>法律専門職、法律学研究者、法律英語翻訳者等として5年以上の経験を有し、法律関係の英語の素養を有すること。</p> <p>(2) 英語を母国語とする又はこれと同等の英語力を有すること。</p> <p>(3) D区分については、上記に加え、日本語を母国語とする又はこれと同等の日本語力を有すること。</p>	<p>の知識を有すること。</p> <p>(3) 日本語及び翻訳又は校閲の対象である外国語の原稿を対照し、訳抜け及び誤訳を適切に指摘できる能力を有すること。</p> <p>(4) 翻訳又は校閲の対象である外国語文書の翻訳又は校閲の経験を有すること。</p> <p>(5) D区分については、上記に加え、日本語を母国語とする又はこれと同等の日本語力を有すること。</p>
第二校閲者	<p>(1) A区分</p> <p>ア 判決又は決定（原文）及び第一校閲者が校閲した翻訳原稿（英文）を対照して訳抜け及び誤訳を適切に指摘できる能力を有すること。</p> <p>イ 第1の2の「表記方法」A区分(2)に記載する英語文献を参照できる能力を有すること。</p> <p>ウ 英文の校閲の経験を有すること。</p> <p>(2) B区分 不要</p>	不要	不要

### 第3 翻訳者及び校閲者の届出

受注者は、発注者に対し、契約後遅滞なく、翻訳者並びに第一校閲者及び第二校閲者の履歴書並びに職務経歴書（いずれについても、氏名はA, B, C等の仮名でよい。）を届け出なければならない。翻訳者又は第一校閲者若しくは第二校閲者が交代した場合も同様とする。

### 第4 著作権等

- 1 受注者が業務の遂行として作成し、発注者に提出した一切の文書（以下、併せて「本件著作物」という。）の著作権（著作権法第27条の翻訳権及び第28条の二次的著作物利用権を含む。）は、発注者に帰属する。
- 2 受注者は、発注者その他の者が本件著作物を利用すること（翻訳、翻案又は改変等をして利用することを含む。）に関し、著作者人格権その他一切の権利主張をせず、かつ、翻訳者、校閲者等の翻訳又は校閲業務実施に関与した者に著作者人格権その他一切の権利主張をさせないものとする。

### 第5 その他

- 1 A区分、B区分（翻訳部分）、C区分及びD区分（韓国語、中国語及びタイ語）については、発注原稿の1文字当たりの単価をそれぞれ定める。
- 2 B区分（校閲部分）、D区分（英語、仏語及び独語）及びE区分については、言語ごとに、発注原稿の1単語当たりの単価をそれぞれ定める。
- 3 文字数及び単語数は、Word の文字カウント機能（「文字カウント-文字数（スペースを含めない）」及び「文字カウント-単語数」）を使用して算出する。
- 4 PowerPoint の翻訳又は校閲の場合、リッチテキスト形式に変換するなどの方法により、Word の文字カウント機能を使用して文字数及び単語数を算出する。
- 5 PowerPoint 編集については、スライド1枚当たりの単価を定める。

以上

## A 区分の翻訳について

### 1 作成ファイル

#### (1) Word ファイル

別紙 1-2 のフォーマットに従って作成する。

#### (2) Text ファイル

(1)と同内容を文字コード UTF-8 を使って作成する。

### 2 翻訳の範囲

#### (1) 判決(決定) 年月日=judgedate

和暦を西暦に直して、「YYYY.MM.DD」となるよう年4桁、月2桁、日2桁の数字で記載する(例: 2014.09.05)。

#### (2) 事件番号=caseid

和暦を西暦に直して、「YYYY(符号)事件番号」となるよう記載する(例: 2014(Ju)1234)。符号は別紙 1-3 「事件符号対応表」に従う。

併合事件において複数の事件番号の訳出を行う場合、一番若い事件番号から順番に半角カンマ(,)区切りで記載する(例: 2011(A)1224,2011(A)1225,2011(A)1226,2011(A)1227)。

#### (3) 判例集の出典=reporter

民集又は刑集第○巻○号

#### (4) 事件標題=casetitle

判示事項の末尾に「に関する判決(決定)」との趣旨を加えたものを訳出する。

なお、判示事項が複数ある場合は、判示事項第一のみ訳出する。

#### (5) 事件名=casename

冒頭にある「○○事件」と書いてある部分。

#### (6) 結果=caseresult

法廷(Grand, First Petty, Second Petty, Third Petty)の何れかの文字列を必ず訳出する。

(7) 原審裁判所及び原審判決（決定）年月日=court second

「裁判所名 裁判所種別（High, District, Family, Summary） Court, 支部名 Branch, 原審年月日」となるよう記載する（例：Osaka District Court, Sakai Branch, Judgment of June 10, 1994）

(8) 判決（決定）要旨=summary\_judge

(9) 参照条文=references

参照条文として掲げられた条文を列記した上、指示があった条文については、法律等の名称、条文番号及び条文の内容も訳出する。

(10) 主文=maintext

(11) 理由=reason

(12) 裁判官の構成=presiding

(13) 備考=note\_other

指定がある場合を除き、「(This translation is provisional and subject to revision.)」と記載する。

### 3 判決及び決定中の用語の訳出方法

(1) 以下のとおり訳出する。

「補足意見」	concurring opinion
「反対意見」	dissenting opinion
「補足意見がある。」	There is a concurring opinion.
「棄却」	dismissed (ただし、却下と同一判例内において併用する場合は、dismissed with prejudice on the meritsとする。)
「破棄差戻し」	quashed and remanded
「破棄自判」	quashed and decided by the Supreme Court
「却下」	dismissed without prejudice
「一部棄却」	partially dismissed with prejudice on the merits

「一部却下」 partially dismissed without prejudice

「原判決（決定）は破棄を免れない。」

The judgment (or decision) of prior instance should  
inevitably be quashed.

「事案の概要」 outline of the case

#### (2) 固有名詞について

- ア 人名は、姓名の順、姓のみ大文字とする。
- イ 地名は、読み方を調査して記載する。なお、当事者の住所等に現れる町名、村名等について、原稿に仮名処理がされている場合は、それに従う。
- ウ 裁判官の名前の読み方については、「最高裁判所ウェブサイト」を、弁護士の名前の読み方は、「全国弁護士大観」及び「日本弁護士連合会ウェブサイト」等を参考の上、分かる範囲で記載する。これらの資料によっては確認できない場合には、単語をハイライトした上で、確認ができない旨をコメント機能を使って明示する。

#### 4 その他

- (1) フォーマット記載の項目名を遵守する。例えば、半角スペースの追加や大文字小文字の書き換えを行うと、読み取りに支障を生ずる。
- (2) フォーマット記載の構成を遵守する。例えば、項目、内容の区切りに利用する半角イコール記号、半角ハイフン記号が65文字ではない場合や、項目名の上下に不要な改行が含まれる場合、読み取りに支障を生ずる。
- (3) 該当する項目が存在しない場合は、内容部分の記載を行わない。
- (4) 太字、斜体字等、テキストデータ情報以外の書体及び全角文字は使用しない。  
読み取りはテキストデータ（半角文字）で行うので、例えば、全角の「」を使用すると読み取りに支障を生ずる。
- (5) 反対意見、補足意見等がある判決及び決定については、反対意見、補足意見等も訳出する。

(6) 電子データ作成に当たっては、判決及び決定ごとに独立したファイルを作成し（複数の判決及び決定を一つのファイルにまとめない。）、ファイル名は、判決（決定）年月日を基準に、次の例に倣って付す。

（例1）平成14年（2002年）2月14日判決（決定）が1件のみの場合  
→ 0202140（※西暦年下2桁、月2桁、日2桁+0）

（例2）平成14年（2002年）1月22日判決（決定）が3件の場合  
→ 0201221, 0201222, 0201223（※下1桁で区別する。）

判例全文翻訳フォーマット

judgedate

2006.04.25

caseid

2004(Gyo-Hi)4, 2004(Gyo-Hi)5

reporter

Minshu[又は Keishu] Vol. 60, No. 4

casetitle

Judgment[又は Decision] upon the case concerning ...

casename

Case to seek damages ...

caseresult

Judgment[又は Decision] of the Third Petty Bench, quashed and decided by the Supreme Court

court\_second

Tokyo High Court, Judgment[又は Decision] of July 20, 2004

summary\_judge

1. Where inhabitants made a petition for audit, alleging the illegality of a

判例全文翻訳フォーマット

land readjustment project to be implemented by the municipal government, ...

2. ...

=====

references

=====

Article 242, paragraph (1) and Article 242-2, paragraph (1) of the Local Autonomy Act

(※1行あける)

Local Autonomy Act

(Petition for audit by inhabitants)

Article 242, paragraph (1)

(1) If any inhabitant of an ordinary local public entity has found that the head or any committee or committee member or any officer of the ordinary local public ...

=====

maintext

=====

The judgment[又はdecision] of prior instance is quashed ...

=====

reason

=====

=====

presiding

=====

Justice TAHARA Mutsuo

Justice ...

Justice ...

=====

note\_other

=====

(This translation is provisional and subject to revision.)

## 事件符号対応表

## 【民事】

O	(オ) 上告事件
Ju	(受) 上告受理事件
Te	(テ) 特別上告事件
Ku	(ク) 特別抗告事件
Kyo	(許) 許可抗告事件
Ya	(ヤ) 再審事件
Ma	(マ) 民事雑事件

## 【行政】

Gyo-Chi	(行チ) 訴訟事件(第一審)
Gyo-Tsu	(行ツ) 上告事件
Gyo-Hi	(行ヒ) 上告受理事件
Gyo-Te	(行テ) 特別上告事件
Gyo-To	(行ト) 特別抗告事件
Gyo-Fu	(行フ) 許可抗告事件
Gyo-Na	(行ナ) 再審事件
Gyo-Ni	(行ニ) 雜事件

## 【刑事】

A	(あ) 上告事件
Sa	(さ) 非常上告事件
Ki	(き) 再審請求事件
Yu	(ゆ) 上告受理申立て事件
Me	(め) 移送許可申立て事件
Mi	(み) 判決訂正申立て事件
Shi	(し) 特別抗告事件
Hi	(ひ) 費用補償請求事件
Mo	(も) 刑事補償請求事件
Se	(せ) 訴訟費用免除申立て事件
Su	(す) 雜事件

## 【没収の裁判の取消】

Shu-He	(收へ) 第一審事件
Shu-To	(收と) 上告事件

## 【医療観察】

I-He	(医へ) 医療観察再抗告事件
------	----------------

## 【法廷秩序維持法違反】

Chitsu-To	(秩と) 第一審事件
Chitsu-Chi	(秩ち) 抗告事件

## 【裁判官分限】

Bun	(分) 第一審事件
Bun-ku	(分ク) 抗告事件

## 日本語から英語への翻訳、英語校閲時の注意点

- 1 法令用語については、原則として「日本法令外国語訳データベースシステム」(<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)に準拠する。仮に、同データベースに準拠しない場合には、その根拠を示す。
- 2 条文の表記方法は、次の例による。

「第6条」 Article 6

「第6条第2項」 Article 6, paragraph (2)

「第6条第3号」 Article 6, item (iii)

条文を訳出する場合の見出し記号については、項には(1) (2) (3)を、号には(i) (ii) (iii)を、イロハには(a) (b) (c)を用いる。

「民法第6条第2項」 Article 6, paragraph (2) of the Civil Code

(2) .....

「民法第125条第3号」 Article 125, item (iii) of the Civil Code

(iii) .....

(別表)

## 契約単価表

	品 目	契約単価(円) (税抜)	予定数量	計(円) (税抜)
A区分	日英翻訳	13.6	487,000字	6,623,200
B区分	日英翻訳	14.5	6,000字	87,000
	英語校閲	6.5	10,000ワード	65,000
C区分	日英翻訳	13.5	90,000字	1,215,000
	日仏翻訳	15.0	4,200字	63,000
	日独翻訳	13.5	6,700字	90,450
	日韓翻訳	10.1	13,700字	138,370
	日中翻訳	10.0	700字	7,000
	日泰翻訳	20.0	3,000字	60,000
D区分	英日翻訳	11.5	47,200ワード	542,800
	仏日翻訳	40.0	100ワード	4,000
	独日翻訳	30.5	4,000ワード	122,000
	韓日翻訳	10.0	400字	4,000
	中日翻訳	15.0	100字	1,500
	泰日翻訳	18.0	3,000字	54,000
E区分	英語校閲	8.0	1,500ワード	12,000
	仏語校閲	8.0	700ワード	5,600
	独語校閲	8.0	2,200ワード	17,600
C区分からE区分	PowerPoint編集	390.0	70枚	27,300
合 計				9,139,820

